

公益財団法人藤沢市保健医療財団運営補助金交付要綱

制定 平成23年4月1日

改正 平成24年4月1日

改正 平成28年4月1日

改正 令和3年4月1日

改正 令和8年4月1日

(趣旨)

第1条 市長は、出資団体である公益財団法人藤沢市保健医療財団の適正かつ円滑な運営を図るため、その運営及び保険調剤薬局事業に必要な役員等の人件費の額の一部に対し、藤沢市補助金交付規則(昭和35年藤沢市規則第11号。以下「規則」という。)及びこの要綱に基づき、予算の範囲内において、藤沢市出資団体運営補助金(以下「補助金」という。)を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において、「出資団体」とは、藤沢市が基本金の四分の一以上を出資している法人をいう。

(補助の対象事業等)

第3条 この要綱において、補助の対象となる事業は出資団体運営事業とし、補助対象は次に掲げるもので、その補助率は10割以内とする。

- (1) 公益財団法人藤沢市保健医療財団の運営に必要な役員の人件費
- (2) 北休日夜間急病診療所の院外薬局として同財団が運営する保険調剤薬局事業に要する人件費
- (3) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めたもの

(補助金交付の申請手続)

第4条 補助金の交付を受けようとするものは、藤沢市出資団体運営補助金交付申請書(第1号様式)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 出資団体事業計画書
- (2) 出資団体収支予算書

(補助金交付の決定)

第5条 市長は、前条の規定により、補助金交付の申請があったときは、審査のうえ、交付の可否を決定し、藤沢市出資団体運営補助金交付決定通知書(第2号様式)により、当該申請者に通知するものとする。

(事業の計画変更)

第6条 前条の規定により、補助金交付の決定通知を受けたものが、当該事業の計画を変更しようとするときは、速やかに藤沢市出資団体運営補助金事業計画変更承認申請書(第3号様式)に必要書類を添えて、市長に提出し、承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定により申請があったときは、審査のうえ、適当と認めるものについて、藤沢市出資団体運営補助金事業計画変更承認通知書(第4号様式)により通知する。

(補助金の交付時期)

第7条 補助金の交付時期は、規則第7条第1項ただし書の規定により、事業完了前に交付するものとする。

2 前項の規定により補助金の交付を受けようとするものは、別に定める請求書を市長に提出しなければならない。

(事業実績報告書の提出)

第8条 補助金の交付を受けたものは、当該事業が完了したときには、その後1月以内に藤沢市出資団体運営補助金事業報告書(第5号様式)に収支決算書又はこれに代わる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、市長が特に必要と認めたときは提出時期を延期することができる。

(備付帳簿)

第9条 補助金の交付を受けたものは、事業の施行に関し、必要な帳簿等を備え付け、5年間保管整備しておかなければならない。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

(検討)

2 市長は、平成28年3月31日までにこの要綱の施行状況について検討を加え、その結果について必要な措置を講ずるものとする。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

(検討)

2 市長は、平成33年3月31日までにこの要綱の施行状況について検討を加え、その結果について必要な措置を講ずるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(検討)

2 市長は、令和8年3月31日までにこの要綱の施行状況について検討を加え、その結果について必要な措置を講ずるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

(検討)

2 市長は、令和13年3月31日までにこの要綱の施行状況について検討を加え、その結果について必要な措置を講ずるものとする。